

京都市告示第467号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和7年11月6日

京都市長 松 井 孝 治

1 土地の所在地

京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番の一部

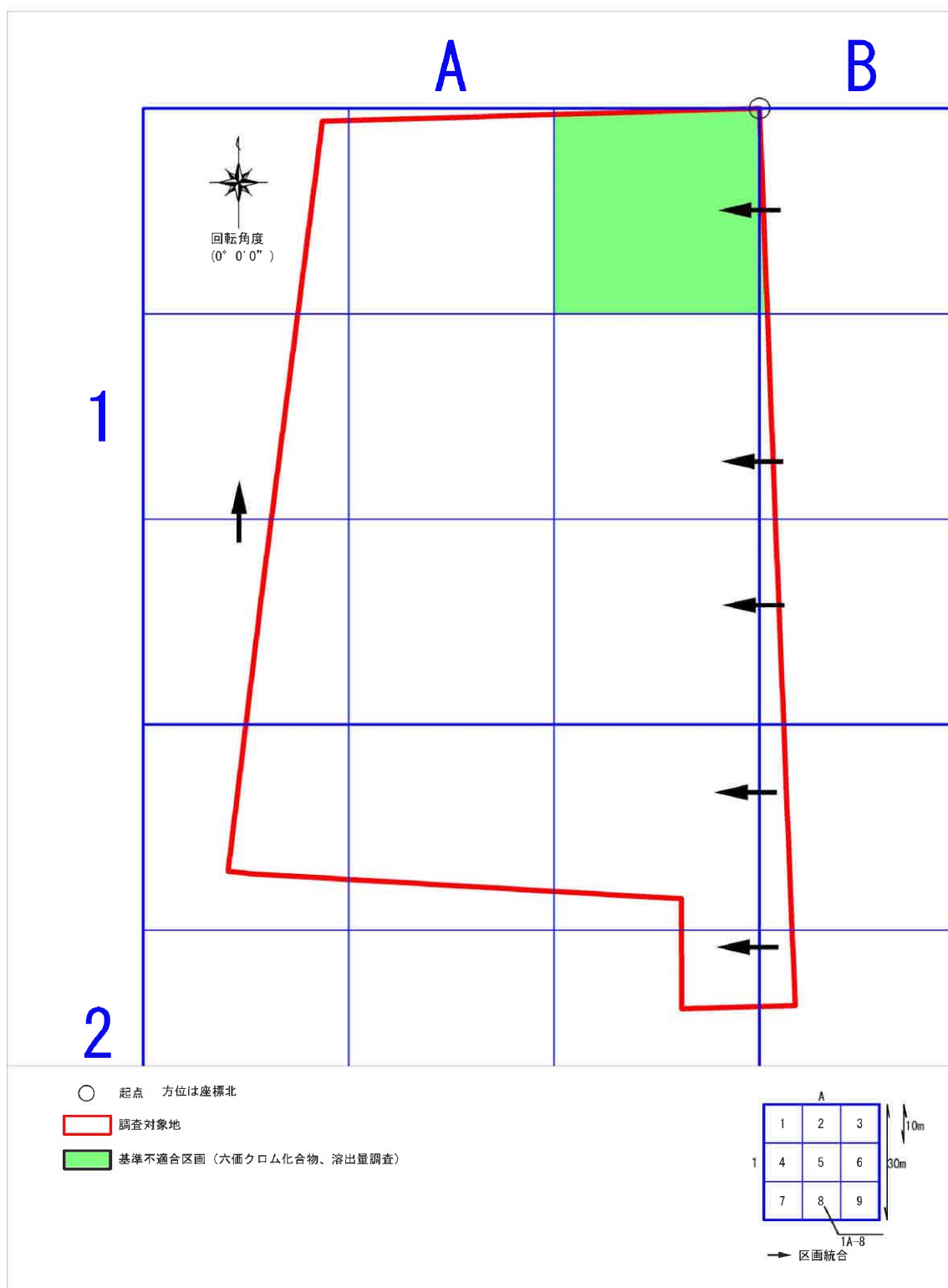
2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

3 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

要措置区域 (六価クロム化合物 土壤溶出量基準不適合)



: 要措置区域